

# 世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の有形・無形の価値を一体的に保護・継承するための人材育成事業運営支援及び教育マニュアル作成業務にかかる公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

世界遺産の保護において有形・無形の価値の一体的な保護が国際的に求められる中、本遺産群を支える地域では人口減少等による担い手不足に伴い、無形価値の次世代への確実な継承がより一層求められている。

本事業は、ユネスコ等の国際的知見を取り入れた研修と、次世代の子ども及び既存のガイド等が協働する実践的な地域調査を通じ、多層的な人材育成を行う。これらの調査体験を通じて地域の人々や子どもたちのシビックプライドを醸成するとともに、既存のガイド等を無形の価値を引き出し伝える人材へとリスキリングする。

抽出された無形の要素は次年度以降の教材としてアーカイブ化し、学校教育等へ実装する。これにより、事業終了後も地域内で人材が自立的に育ち循環する持続可能な保護・継承体制の確立を目指すものである。

## 2 実施主体

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

(構成団体：福岡県、宗像市、福津市、宗像大社)

## 3 委託業務の概要

### (1) 委託業務の名称

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の有形・無形の価値を一体的に保護・継承するための人材育成事業運営支援及び教育マニュアル作成業務

### (2) 業務内容

別添『世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の有形・無形の価値を一体的に保護・継承するための人材育成事業運営支援及び教育マニュアル作成業務仕様書（以下、「委託業務仕様書」という。）』のとおり。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務に要する費用

7,000,000円（消費税および地方消費税を含む）以内

## 5 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。

(1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）が規定する者に該当しないこと。

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成26年2月17日25総セ第

22850号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中の者ではないこと。

- (4) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

## 6 参加申込

本公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書(様式1)に記入し下記のとおり提出すること。

- (1) 提出期限

令和8年6月10日(水) 正午まで

- (2) 提出方法

本実施要領に記載しているFAX番号若しくはメールアドレス宛に参加申込書を送信して提出するとともに、受付確認のための電話をすること。

## 7 企画提案書提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

令和8年6月17日(水) 正午まで(必着)

- (2) 提出先

福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課内

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 北棟8階

- (3) 提出方法

郵送もしくは持参

- (4) 注意事項

ア 提出期限を過ぎた場合は受付できない。

イ 郵送による提出の場合は、提出期限までに必着とする。

ウ 提出した提案書のPDFデータを本実施要領に記載しているメールアドレス宛に送信すること。

## 8 仕様書及び本実施要領に関する質問の受付等

仕様書及び本実施要領に関する質問がある場合は、質問書(様式2)に必要事項を記入し下記のとおり提出すること。なお、電話による質問は一切受け付けない。

- (1) 受付期間

令和8年5月26日(火)から令和8年6月3日(水)正午までとする。なお、受付期間外の質問については一切受け付けない。

- (2) 提出方法

本実施要領に記載しているFAX番号若しくはメールアドレス宛に質問書を送信して提出するとともに、受付確認のための電話をすること。

- (3) 回答方法

令和8年6月5日(金)までに、福岡県ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

## 9 企画提案書の作成方法等

提案対象となる業務内容について、下記（１）から（４）の事項を記載すること。

- （１） 提案事業者の概要
  - ア 提案事業者の組織体制、事業内容等
  - イ 業務を受注するにあたってのセールスポイント
  - ウ 国又は地方公共団体の受注業務等実績（特に当該事業に類似した事業）
- （２） 業務全体の概要  
業務全体の運営管理、業務実施体制
- （３） 業務内容の詳細  
別添「委託業務仕様書」の項目に対する以下の調査業務等
  - （i）参加者の募集・管理
  - （ii）研修及びフィールドワークの企画・運営
  - （iii）参加者及び地域協力者に係る経費・賃金等の支払い管理
  - （iv）成果発表会の開催及びアンケート調査（KPI 測定）の実施
  - （v）次年度以降の学校展開に向けた教育マニュアル等の作成
  - （vi）活動の記録撮影及び Web 媒体（SNS 等）を活用した情報発信
- （４） 所要経費  
「委託業務仕様書」に基づく業務全体の費用及び積算の内訳（消費税及び地方消費税の額（10%とする）を明示）  
なお、本事業は文化庁補助金（地域文化財総合活用推進事業）を活用して実施するものであることから、同事業の募集案内に記載されている各費目における単価上限、補助対象範囲等に準拠した見積書を作成すること。ただし、業務遂行上やむを得ず単価上限や補助対象範囲外となる経費が発生する場合は、見積書において当該経費が「補助対象外経費」であることを明記すること（補助対象外経費分については、発注者が別の財源により負担する）。
- （５） 企画提案書の様式  
A 4 版片面印刷で作成。表紙には、業務の名称、提出年月日を記載。
- （６） 提出部数
  - ア 5 部（正本 1 部、副本 4 部）ただし、副本は複写可。
  - イ 提案書データ（PDF）※提出方法は 7（４）ウのとおり
- （７） その他
  - ア 提出された企画提案書等は委託先の選考のみに使用する。
  - イ 企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とする。
  - ウ 本要領に示したプロポーザル参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とする。
  - エ 企画提案書の内容をそのまま委託業務として採用することを了承するものではない。
  - オ 提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

## 10 委託先の選考

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下、「本協議会」という。）に設置す

る受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を受託候補者とし、審査の結果は令和8年6月30日（火）までに通知する。

- (1) 選考にあたって、提案書の内容に関しヒアリング等を行う場合がある。
- (2) 受託事業者が契約を辞退する場合、又は審査後に失格となることが判明した場合、次点の者を繰り上げる。
- (3) 企画提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会で審査の上、受託候補者を決定する。

## 1.1 委託契約について

- (1) 選定委員会で選定された事業者と委託契約を締結する。なお、委託契約締結に係る費用は受注者の負担とする。
- (2) 委託契約にあたっては、提案内容をもとに両者協議の上、最終の仕様を決定する。
- (3) 契約金額については、提出された提案書の評価を行い、受託候補者を選定した後、その候補者に対し、改めて見積書提出の依頼を行い決定する。
- (4) 委託契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額の契約保証金を本協議会に納付する。なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。  
また、本協議会を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、過去2年以内に福岡県もしくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。
- (5) 委託料は、事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、受注者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。

## 1.2 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、当該提案者を失格とし、その提案は無効とする。

- (1) 本実施要領「5.参加資格」の参加資格要件を満たさない者が提案・応募したとき。
- (2) 法令の規定若しくは提案・応募に関する条件に違反、又は違反が発覚したとき。
- (3) 応募時又は応募後に不正行為をしたとき。
- (4) 虚偽記載又は契約締結の見込みがないと認められるとき。
- (5) その他、提示した事項及び本件に関する条件に違反したとき。

## 1.3 問い合わせ先

福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課内

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局

電話：092 - 643 - 3162

FAX：092 - 643 - 3163

メール：[sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp)